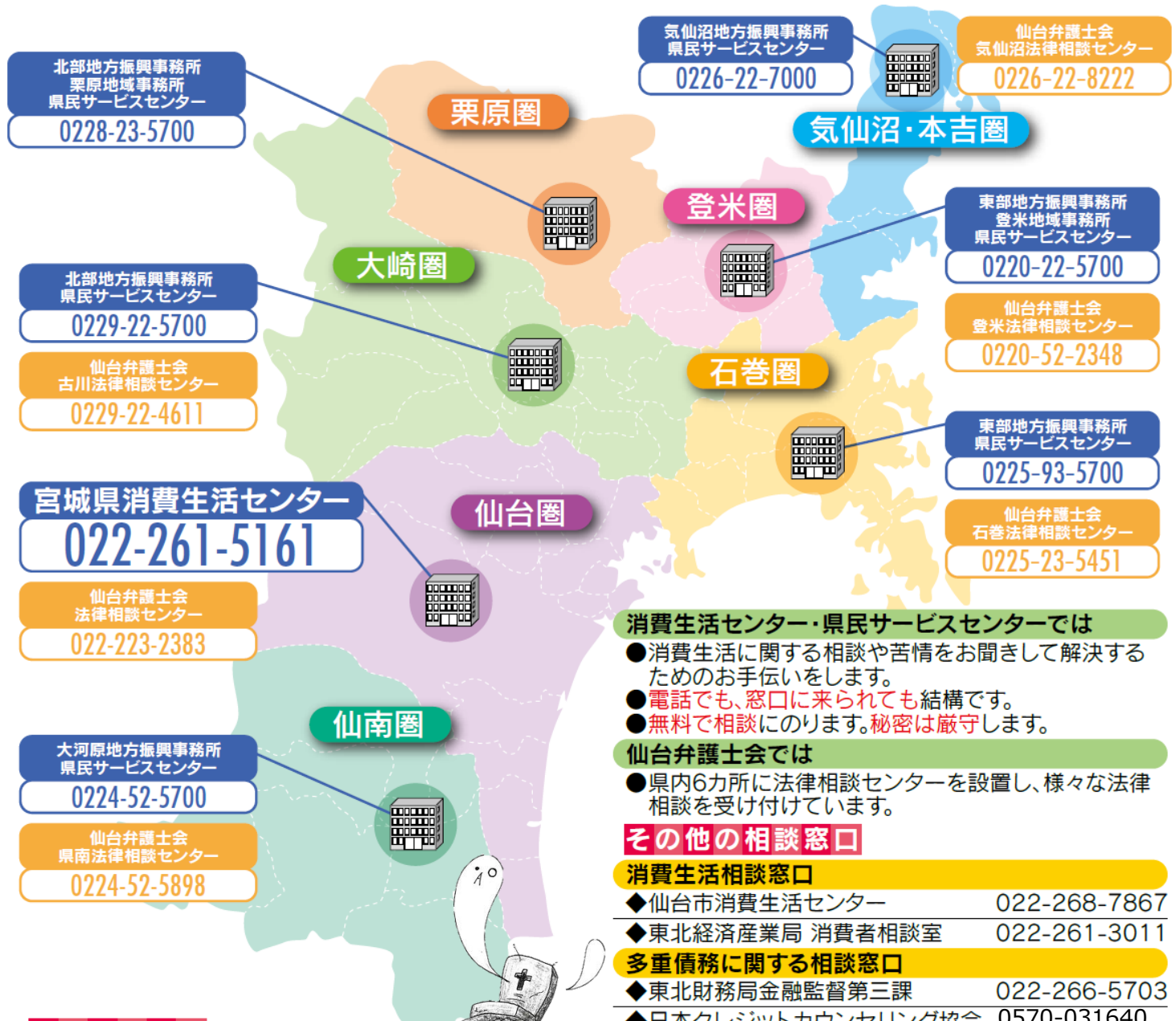


困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンター

相談 しよう!



消費生活センター・県民サービスセンターでは

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

仙台弁護士会では

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

その他の相談窓口

- 消費生活相談窓口**
- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
 - ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011
- 多重債務に関する相談窓口**
- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
 - ◆日本クレジットカウンセリング協会 0570-031640

- 国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口**
- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632
 - ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター 平日 9:00~17:00
土・日 9:00~16:00
※祝日・年末年始はお休みです。
- ◆各地方振興事務所 県民サービスセンター 月~金曜日 9:00~16:00
※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

宮城県消費生活センターのホームページから、本情報誌のバックナンバーをご覧いただけます。
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/miyaginojoho.html>



発行/宮城県消費生活センター



みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆布団の訪問販売にご注意ください！
- ◆消費者の皆様へ
- ◆リコール製品・古い製品を使用し続けていませんか？
- ◆国勢調査に便乗した「かたり調査」にお気をつけください
- ◆「2015FP フォーラム in 宮城」が開催されます

2015
10 October
月号
第67号



布団の訪問販売にご注意ください！

布団の訪問販売に関する相談が寄せられています。「以前購入した布団の点検」、「無料で古い布団を引き取る」などと言って家を訪ねてきているようですが、必要なればキッパリと断り、業者を絶対に家にあげてはいけません。強引な業者もいるようなので、チャイムが鳴っても不用意にドアを開けないようにしましょう。



「過去に布団を買ってもらった家を回ってクリーニングしている。」と業者が突然訪問してきた。断ると豹変し、強引に家に上がり込み、羽毛布団を持って行ってしまった。5日後、再びその業者が「20万円支払え」と羽毛布団を持って家に来た。「そんなお金はない。」と言うと、「分割でいいから支払え。」と言って振込用紙を置いて帰ってしまった。どうしたらいいか？

★アドバイス★

- 必要のないものは**キッパリと断りましょう！**
- 万が一契約してしまっても、訪問販売であれば、契約書面を受け取った日を含めた8日間であれば**クーリング・オフ**することができます！
- 知らない人への対応は、なるべくインターフォンを通して行いましょう。
- 強引に家に上がり込まれたり、脅されたりした時は警察にも相談しましょう。
- トラブルに巻き込まれたり、おかしい契約だと思ったらすぐに最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。





消費者の皆様へ

知事及び市町村長からのメッセージ

県民の皆様への安心・安全な消費生活を確保するため、県及び市町村では、今後も引き続き、消費生活相談体制の充実や消費者被害の未然防止のための消費者教育・啓発活動など消費者行政の推進に取り組めます。

宮城県知事	仙台市長	石巻市長	塩竈市長	気仙沼市長	白石市長	名取市長
角田市長	多賀城市長	岩沼市長	登米市長	栗原市長	東松島市長	大崎市長
蔵王町長	七ヶ宿町長	大河原町長	村田町長	柴田町長	川崎町長	丸森町長
亘理町長	山元町長	松島町長	七ヶ浜町長	利府町長	大和町長	大郷町長
富谷町長	大衡村長	色麻町長	加美町長	涌谷町長	美里町長	女川町長
南三陸町長						

～ 困った時は、お近くの消費生活相談窓口へご相談ください ～

リコール製品・古い製品を使用し続けていませんか？

<リコール製品を使用していないか確認しましょう>

リコールとは、商品を製造・販売した事業者が回収、無償点検・修理、交換、返金等を行うことです。多くのリコール情報は、新聞の社会面下に掲載される「社告」などで知ることができます。

リコール製品をそのまま使用し続けると火災等の重大な事故を引き起こす恐れがあり、大変危険です。ご自宅にリコール製品がないか再度確認し、お持ちの場合はすぐに使用を中止して、製造業者などの無償修理・交換を受けてください。

消費者庁 リコール情報検索サイト
<http://www.recall.go.jp/>

リコール情報を検索
できます

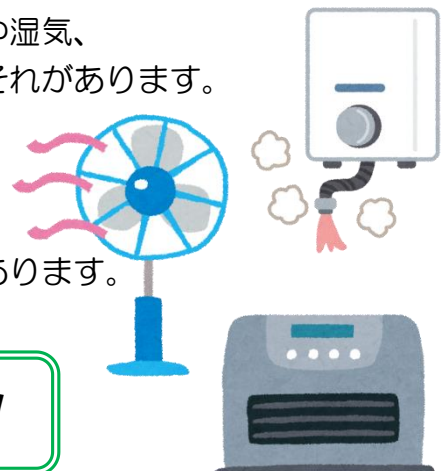


<長く使用している製品でも事故が発生しています！>

電気製品や燃焼機器などは、長期間使用しているうちに熱や湿気、ほこりなどの影響によって、部品が劣化して発煙や発火のおそれがあります。

物を大事に使うことは、大変素晴らしいことですが、変なおいや音など少しでも異常を感じたら、使用を中止して事業者や販売店に相談してください。

新しい製品には、様々な保護装置が搭載されているものもあります。買い換えも、事故防止策の1つです。



異常を感じたら、すぐに相談しましょう！！

国勢調査に便乗した「かたり調査」にお気をつけください

東日本大震災後、初の国勢調査が9月10日からスタートしました。

しかし、国勢調査に便乗した「かたり調査」が発生しています。今回は「かたり調査」の事例や、だまされないためのポイントなどを紹介しますので、参考にいただき、被害に遭わないように気をつけましょう。

<特定の調査名を挙げる例>

「国勢調査を行っている」と電話があり、取引先の銀行や1,000万円以上の預金があるかどうかを聞かれた。

<統計調査の関係者を装う例>

総務省統計局と名乗る男性から電話があり、「消費統計に関する調査を行っている」と説明した上で、ひとり暮らしかどうか、年齢、介護保険に関する状況などについて聞かれた。

<統計調査員になりすまし、調査関係書類を詐取する例>

統計調査員を名乗る人が、調査関係書類を回収にきたと、訪ねてきた。しかし、いつも来る調査員ではなかったので聞いてみると、代理で回収していると答えたため、提出してしまった。

被害に遭わないためのポイント

- ◎国や地方公共団体の職員、統計調査員等が、世帯に対し、**電話で統計調査の依頼をしたり、個人や世帯の情報を聞き取ることは絶対にありません。**（未提出の場合や、記入内容に不明点がある場合は、確認の電話を入れる場合があります。）
- ◎国勢調査には**預金、収入等に関する調査事項はありません。**
- ◎**統計調査員は、常に調査員証を携帯**しています。調査員証を携帯していない者が訪問した場合、統計調査員になりすましている可能性があります。
- ◎「かたり調査」と思われる電話を受けた場合は、お住まいの地域の消費生活相談窓口または、国勢調査担当部署まで情報提供ください。

「2015FPフォーラム in 宮城」が開催されます



2015FPフォーラムin宮城 11/3 2015 [火・祝] 参加無料

主催:財務省東北財務局、日本FP協会宮城支部 後援:宮城県、宮城県金融広報委員会

会場:仙台市情報・産業プラザネ! ットU [アエル 5階・6階] **事前申込制・先着順**

セミナー 10:00~12:30 [9:30受付](200名)
アエル5階多目的ホール

- ◆まさか私が…
~多重債務について考えてみましょう~
【講師】加藤 淳子氏 東北財務局理財部金融監督第三課長
- ◆福の神に好かれる「しあわせ家計」を作ろう
~教育資金、住宅ローンを乗り切るために~
【講師】藤川 太氏 ファイナンシャル・プランナー(CFP認定者)

金銭教育ゲーム 10:00~12:30 [9:30受付]
(東北財務局企画) アエル6階セミナールーム(2)
(募集人員25名 | 小学3~6年生を対象)

- ◆限られた予算の中で子どもたちが買い物をするゲーム。何をかうかを判断させることで金銭感覚を養います。

小さなお子さまに
託児室もご用意!

FPによる個別無料相談会 ①13時~ ②14時~ ③15時~ 相談時間50分(各8組/要予約)

- ◆資産運用、年金、マイホーム、保険の見直し、相続などくらしの中でのお金に関するお悩みに、家計のホームドクター®であるファイナンシャル・プランナーがご相談を賜ります。

お申込み・お問合せ 日本FP協会宮城支部 TEL0120-874-251 平日10時~17時

